



御笠駐在所だより

8月号

見逃さない!!

飲酒運転は **110番**

こんなときは、「必ず」110番！

- ◆ 駐車している車の運転席で飲酒している。
- ◆ 酒に酔った様子の人や酒臭のする人が運転席に乗ろうとしている。



※「蛇行運転」や「青信号なのに発進しない」など、飲酒運転の疑いのある車を見かけた際も、110番通報をお願いします。

「110」に電話すると、警察官が「いつ」「どこで」「車両のナンバーや特徴」「どんな状況か」などをお尋ねしますので、落ち着いて教えてください。ご協力をお願いします！

※運転中に発見したときは、安全な場所に車両を止めてから110番通報してください。



運転者以外にも厳しい罰があります

車両の提供者

酒酔い運転

- 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

- 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

酒酔い運転

- 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

- 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



駐在員のつぶやき

車を運転していると目にする道路情報板ですが、

飲酒運転 大きな代償 罰金 免許取消 家庭崩壊 全て失う覚悟はあるか？

と表示されるのを見たことはあるでしょうか？

誰も幸せにならない「飲酒運転」。撲滅にご協力よろしくお願いします。